

令和6年度農を活かした健康・福祉の里づくりに向けた推進事業業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨・目的

本実施要領は、農業従事者の高齢化及び担い手不足、耕作放棄地解消のため、農を活かした医食同源・農福連携・健康長寿への取組みに資するエリアの整備に向けた事業計画及び民間との連携事業化の検討に向けた業務を委託するにあたり、最も的確な事業者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業務名

令和6年度農を活かした健康・福祉の里づくりに向けた推進事業業務

(2) 業務内容

別紙「農を活かした健康・福祉の里づくりに向けた推進事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和7年3月10日(月)まで

(4) 業務に要する費用(予定価格)

12,485,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用(予定価格)を超越した場合は失格とする。

(5) 担当所属及び問合せ先

〒901-2392 沖縄県中頭郡北中城村字喜舎場426番地2

北中城村 農林水産課 農村活性化係

電話 098-935-2260 電子メール noukatu@vill.kitanakagusuku.lg.jp

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (2) 国または地方公共団体の指名停止を受けていない者
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない

者（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること

（４）北中城村暴力団排除条例第２条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等でないこと

（５）類似業務に係る受注実績があり、確実に履行できる者であること。

（６）北中城村での入札参加資格を有するものであること

４．質問の受付及び回答

このプロポーザルに関して質問がある場合は、「質問書（様式１）」を提出してください。

（１）提出期限

令和６年５月８日（水）午後５時まで

（２）提出先

上記２（５）

（３）提出方法

「質問票（様式１）」に必要事項を記入し、ファクシミリまたは電子メールにて提出してください。電子メールの際、表題を「農を活かした健康・福祉の里づくりに向けた推進事業プロポーザル質問（事業者名）」とし、メール送信後に確認の電話をしてください。電子メール以外での質問（電話での問い合わせ等）については回答いたしません。

（４）回答

質問の回答は、令和６年５月１０日（金）までに、全ての参加事業者へ電子メールにて回答します。

５．企画提案書等の作成及び提出

（１）提出書類・必要部数

①業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式２） １部

②実施体制各種調書及び企画提案書等 原本１部 副本 ６部

ア 会社概要（様式３）

イ 技術者の概要（様式４）

ウ 業務実績調書（様式５）

エ 担当者技術者調書（様式６）

オ 技術責任者の経歴及び実績等調書（様式７）

カ 再委託調書（様式８）

※再委託する場合のみ

キ 工程表（様式９）

ク 企画提案書（任意様式）

ケ 参考見積書（任意様式）

(2) 提出期限等

- ①提出期限：令和6年5月20日（月）午後5時00分まで（必着）
- ②提出場所：上記2（5）
- ③提出方法：持参又は郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。

6. 審査方法

審査は北中城村農を活かした健康・福祉の里づくりに向けた推進事業公募型プロポーザル審査委員会で行い、評価が最も優れている事業者を選定するため、下記の日時にプレゼンテーションを行います。

プレゼンテーションの出席者は3名以内とし、業務責任者となる方は必ず出席してください。プレゼンテーションの時間は20分以内で、その後質疑応答（10分程度）を行う予定です。

(1) プレゼンテーション

日時：令和6年5月27日（月） 10:00～

※開始時刻は事業者ごとにお知らせいたします。

場所：北中城村役場第二庁舎4階第三会議室

※第二庁舎3階第三委員会室が事業者控室となります。プレゼンテーション開始時刻となりましたらお声かけいたします。

(2) 評価

評価は、別紙「北中城村農を活かした健康・福祉の里づくりに向けた推進事業公募型プロポーザル評価基準」による。

評価の合計点が最高得点であった者を契約予定事業者に決定し、次に得点の高かった者を、次点の契約予定事業者として決定します。

最高得点であった者が複数あった場合は、審査委員会が決定します。

契約予定事業者が何らかの理由により契約を行えなかった場合は、次点の者を契約予定事業者とします。

(2) 審査結果

審査結果は、令和6年5月29日（水）までに参加した全ての事業者にメールにて通知します。

(3) その他

企画提案書を基にプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料配布などによる説明は不可とします。ただし、説明用としてのパワーポイント等の利用は許可し

ます。プロジェクター及びスクリーン、ノート PC（持参も可）は村で用意しますが、それ以外の備品が必要な場合は各自で用意してください。

入室は各社 3 名以内とします。（業務責任者、主担当者等）可能な限り、本業務を主担当する人が説明を実施してください。

なお、審査委員会での選考は非公開とします。

また、選考結果に対する異議申立ては受理しません。

7. スケジュール

公	示	令和 6 年 4 月 30 日（火）
質 問 受 付 締 切		令和 6 年 5 月 8 日（水）
質 問 回 答		令和 6 年 5 月 10 日（金）
企画提案書等受付締切		令和 6 年 5 月 20 日（月）
プレゼンテーション		令和 6 年 5 月 27 日（月）
結 果 通 知		令和 6 年 5 月 29 日（水）
契 約 締 結		令和 6 年 5 月 31 日（金） 予定
業 務 開 始		令和 6 年 6 月 3 日（月） 予定

8. 失格事項

本プロポーザルの提案者もしくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- （1）提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- （2）提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- （3）提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- （4）ヒアリング等に出席しなかったもの
- （5）虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- （6）参考見積書の金額が、2. 業務に要する費用（予定価格）を超越したもの

9. 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに契約の手続きを行うものとします。

なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとします。

10. その他留意事項

- （1）提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- （2）提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがあります。

- (3) 提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) 「業務実施体制回答書」に記載した配置予定の管理技術者及び担当技術者は、原則として変更できないものとします。
- (6) 北中城村情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となります。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がありますので、この情報に該当すると考える部分がある場合は、あらかじめ文書により申し出てください。
なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある場合については決定後の開示とします。